

# 建設委員会報告資料

令和6年8月22日

報告事項件名	頁
(1) 竹の塚駐車場の建物譲渡特約付借地権設定契約満了に伴う交渉について	2
(2) 足立区立公園条例施行規則の一部改正について	5
(3) 竹の塚五丁目広場の都市計画変更説明会について	8
(4) 花畑川環境整備事業の取組み状況について	10
(5) 古千谷橋排水場解体工事の予定について	11
(6) 建築物減災対策について（7月末までの実績報告）	12
(7) 住宅セーフティネット制度による家賃低廉化を行った公社住宅の 入居者募集の審査結果について	17

(都市建設部)

# 建設委員会報告資料

令和6年8月22日

件名	<b>竹の塚駐車場の建物譲渡特約付借地権設定契約満了に伴う交渉について</b>												
所管部課名	都市建設部交通対策課 総務部資産管理課												
内 容	<p><b>1 事案概要</b></p> <p>(1) これまでの経緯</p> <p>ア 竹の塚駐車場は、平成6年9月に古庄ビル株式会社の所有地上に同社と株式会社足立都市活性化センター（以下「活性化センター」という。）が建設した区分所有建物である。</p> <p>イ 平成17年に活性化センターの解散に伴い、区が持分を継承し、現在は駐車場・管理棟の一部を区が所有している。</p> <p>ウ 建物の区分所有分は、活性化センターが平成6年に締結した「建物譲渡特約付借地権設定契約書」に基づき、令和6年9月の借地期間満了時に土地所有者（古庄ビル株式会社）に売却することとなっていることから、本件財産を用途廃止したうえ、売払いする。</p> <p>(2) 契約内容</p> <p>ア 期 間 平成6年9月21日～令和6年9月20日（30年間）</p> <p>イ 契約形態 建物譲渡特約付借地権設定契約</p> <p>ウ 契 約 先 古庄ビル株式会社</p> <p>エ 契約期間満了時の措置</p> <p style="padding-left: 2em;">売却価格については、事前に誠意をもって双方協議し、双方の合意した価格とする。</p> <p>(3) 施設概要（別紙 P4参照）</p> <p>ア 所在地 足立区竹の塚五丁目7番3号</p> <p>イ 施設名 竹の塚駐車場</p> <p>ウ 種類、数量</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">種 類</th> <th style="width: 30%;">構造・建築年月</th> <th style="width: 40%;">数 量 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">建物（駐車場） (地下1階～3階)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">鉄筋コンクリート造 平成8年12月</td> <td>地下1階 750.43</td> </tr> <tr> <td>地下2階 1,212.35</td> </tr> <tr> <td>地下3階 1,070.65</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">計 3,033.43</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物（管理棟） (地下1階)</td> <td style="text-align: center;">鉄筋コンクリート造 平成8年12月</td> <td style="text-align: center;">地下1階 46.27</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	構造・建築年月	数 量 (㎡)	建物（駐車場） (地下1階～3階)	鉄筋コンクリート造 平成8年12月	地下1階 750.43	地下2階 1,212.35	地下3階 1,070.65	計 3,033.43	建物（管理棟） (地下1階)	鉄筋コンクリート造 平成8年12月	地下1階 46.27
種 類	構造・建築年月	数 量 (㎡)											
建物（駐車場） (地下1階～3階)	鉄筋コンクリート造 平成8年12月	地下1階 750.43											
		地下2階 1,212.35											
		地下3階 1,070.65											
		計 3,033.43											
建物（管理棟） (地下1階)	鉄筋コンクリート造 平成8年12月	地下1階 46.27											

## 2 建物売却に向けた事前協議状況

令和6年5月から建物売却に向けた事前協議について、弁護士と共に進めてきているが、建物の売却価格および駐車場設備の修繕費用について、双方合意に至っていない状況である。

駐車場設備の修繕費用における古庄ビル株式会社の主張は、以下のとおりであり、区の本件建物にかかる共有持分割合（130分の99）に応じた金額相当額を請求している。

- (1) 地下立体駐車場設備※（36台分）の修繕費用の請求
- (2) 過去に古庄ビル株式会社が負担した設備※修繕費用の請求

※ 区が活性化センターから引継いだ設備であり、修繕費用については、弁護士と相談しながら、支払う方針を決めていく。

## 3 売払い価格について

- (1) 古庄ビル株式会社と事前協議を進め、双方合意した金額とする。
- (2) 区が委託した不動産鑑定士による不動産鑑定額を基に、令和6年11月の財産価格審議会に付議し、その金額が適正であるか審議して決定していく予定である。

## 4 用途廃止及び売払いの日

令和6年12月9日（予定）

※ 足立区議会の議決を得られれば、古庄ビル株式会社と本契約を締結後、売払いを行う。

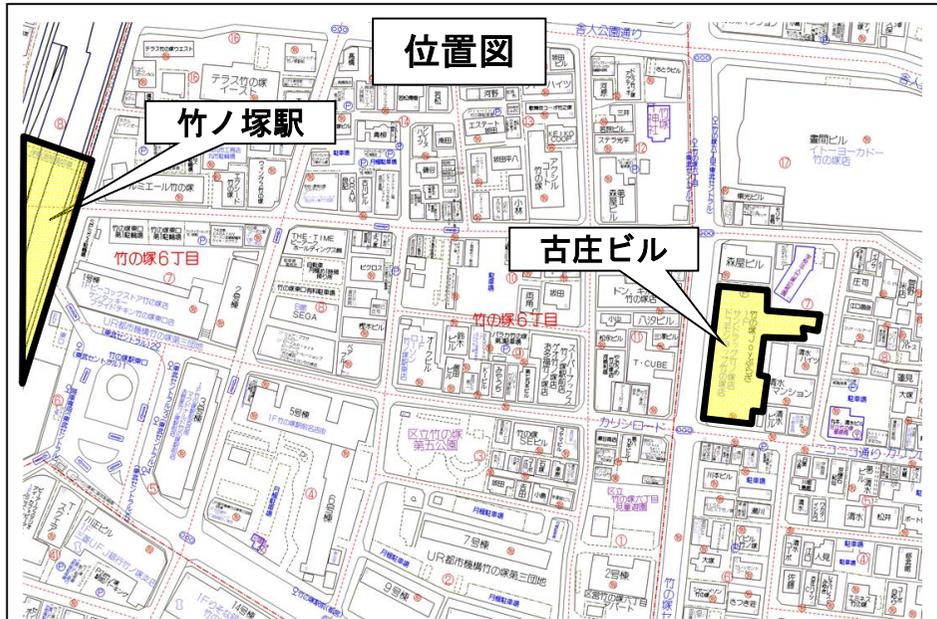
## 5 今後のスケジュール（予定）

年 月 日		内 容
令和6年	9月20日	契約満了日までに仮契約を締結
	11月	第三回財産価格審議会に付議
	12月	第四回足立区議会定例会に付議

## 6 その他

引き続き、契約期間満了である令和6年9月20日に向けて事前協議を続けていくが、双方合意に至らなかった場合は、裁判になる可能性がある。

# 竹の塚駐車場



【主なテナント】

- ドラッグストア
- 100円ショップ
- スポーツジム



# 古庄ビル内駐車場



# 建設委員会報告資料

令和6年8月22日

件名	足立区立公園条例施行規則の一部改正について																		
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課																		
内容	<p>以下の理由により、足立区立公園条例施行規則（以下「規則」という。）を一部改正したため報告する。</p> <p><b>1 改正理由</b>                  公園の利活用促進に向け、足立区立公園条例（以下「条例」という。）の一部を以下のとおり改正し、「業として写真又は映画を撮影すること」の具体的な行為について、規則で定めることとした。                  指定管理者の業務の範囲</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">条例改正前</th> <th style="width: 50%;">条例改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 公園施設の維持管理に関する業務</td> <td>(1) 公園施設の維持管理に関する業務</td> </tr> <tr> <td>(2) 公園施設の使用手続に関する業務</td> <td>(2) 公園施設の使用手続に関する業務</td> </tr> <tr> <td>(3) その他</td> <td><u>(3) 行為（「業として写真又は映画を撮影すること」）の許可</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) その他</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 改正概要（新旧対照表は別紙 P6～7参照）</b>                  指定管理施設における、行為（「業として写真又は映画を撮影すること」）の許可者の区分を、以下のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">「業として写真又は映画」の具体的な行為</th> <th style="width: 15%;">改正前</th> <th style="width: 25%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>婚礼、成人、入学等の慶事に係る記念撮影</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">指定管理者</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">区</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 慶事は他に出産、七五三ほか、家族のお祝い事を想定しているが、判断が困難なものについては区に確認することとする。                  (2) 指定管理者が占用の許可をする場合の手続については、指定管理者が定める。</p> <p><b>3 施行年月日</b>                  令和6年8月1日</p>	条例改正前	条例改正後	(1) 公園施設の維持管理に関する業務	(1) 公園施設の維持管理に関する業務	(2) 公園施設の使用手続に関する業務	(2) 公園施設の使用手続に関する業務	(3) その他	<u>(3) 行為（「業として写真又は映画を撮影すること」）の許可</u>		(4) その他	「業として写真又は映画」の具体的な行為	改正前	改正後	婚礼、成人、入学等の慶事に係る記念撮影	区	指定管理者	その他	区
条例改正前	条例改正後																		
(1) 公園施設の維持管理に関する業務	(1) 公園施設の維持管理に関する業務																		
(2) 公園施設の使用手続に関する業務	(2) 公園施設の使用手続に関する業務																		
(3) その他	<u>(3) 行為（「業として写真又は映画を撮影すること」）の許可</u>																		
	(4) その他																		
「業として写真又は映画」の具体的な行為	改正前	改正後																	
婚礼、成人、入学等の慶事に係る記念撮影	区	指定管理者																	
その他		区																	

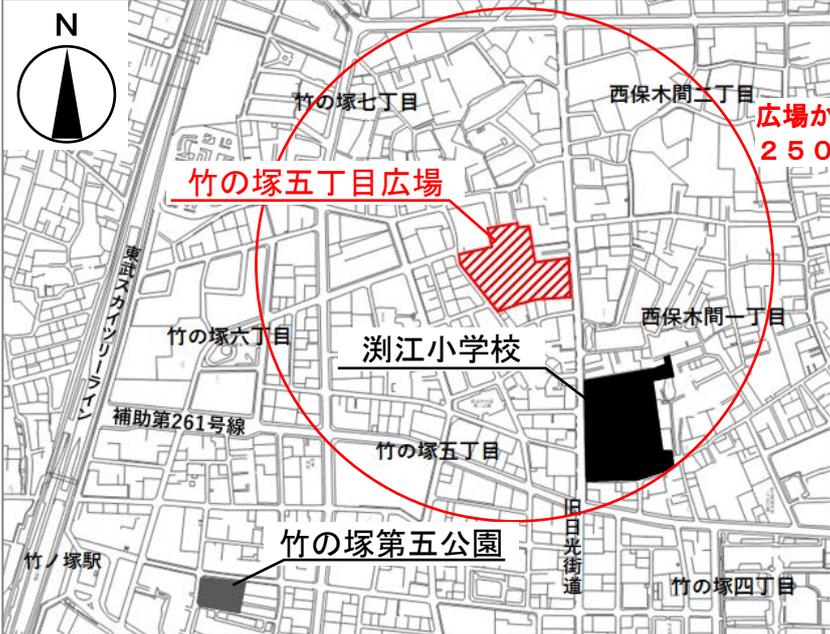
## 足立区立公園条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
○足立区立公園条例施行規則 昭和47年4月24日規則第10号	○足立区立公園条例施行規則 昭和47年4月24日規則第10号
第1条・第1条の2 (省略) (追加)  (公園の占用)	第1条・第1条の2 (改正なし) <u>(制限された行為の許可等)</u> 第1条の3 条例第4条の2第3項及び第4条の4第3号に規定する規則で定めるものは、婚礼、成人、入学等の慶事に係る記念撮影とする。 (公園の占用)
第2条 公園を占有しようとする者は、条例第5条に定める申請書(別記第1号様式)を区長に提出し、許可を受けなければならない。 2 区長は、前項により占有を許可したときは、公園占有許可書(別記第2号様式)を交付する。 (追加)	第2条 (改正なし) 2 (改正なし) 3 <u>前2項の規定にかかわらず、条例第4条の4第3号の規定により指定管理者が占有の許可をする場合における当該許可に係る手続については、指定管理者が別に定める。</u>
第3条～第7条 (省略) (申請期間の指定)	第3条～第7条 (改正なし) (申請期間の指定)
第8条 区長_____は、必要があると認める場合は、公園占有の許可又は有料施設使用承認の申請期間を指定することができる。 2 <u>指定管理者は、必要があると認める場合は、有料施設使用承認の申請</u>	第8条 区長又は指定管理者は、必要があると認める場合は、公園占有の許可又は有料施設使用承認の申請期間を指定することができる。 (削除)
期間を指定することができる。 第9条～第12条 (省略) (駐車場の使用) 第13条 (省略) 2 (省略) (1) (省略)	第9条～第12条 (改正なし) (駐車場の使用) 第13条 (省略) 2 (省略) (1) (省略)

改正前	改正後
<p>(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱(昭和42年42民児精発第58号)に規定する愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に規定する精神障害者保健福祉手帳の所持者が乗車している自動車を駐車させるとき。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>第14条～第19条 (省略)</p> <p>第20条 条例第22条の6第1項の受領書は、別記第11号様式によるものとする。</p> <p>第21条 (省略)</p>	<p>(2) 身体障害者福祉法_____に規定する身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱_____に規定する愛の手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律_____に規定する精神障害者保健福祉手帳の所持者が乗車している自動車を駐車させるとき。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>第14条～第19条 (省略)</p> <p>第20条 条例第22条の6_____の受領書は、別記第11号様式によるものとする。</p> <p>第21条 (省略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、令和6年8月1日から施行する。</u></p>

# 建設委員会報告資料

令和6年8月22日

件名	竹の塚五丁目広場の都市計画変更説明会について
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課 都市建設部まちづくり課
内容	<p>竹ノ塚駅周辺のまちづくりを進めるため、令和6年8月に「竹ノ塚駅周辺地区のまちづくりに係る連携及び取組方針に関する協定」（概要は次ページ参照）をUR都市機構と締結し、竹の塚第五公園の都市計画変更（廃止）とともに、竹の塚五丁目広場を新たに都市計画公園へ位置付けるにあたり、都市計画変更説明会を開催するため、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 説明会の概要</b></p> <p>(1) 開催日時 令和6年8月31日（土）午後2時～（予定） 9月2日（月）午後7時～（予定）</p> <p>(2) 開催場所 瀏江小学校 体育館</p> <p>(3) 周知方法 ア 広場から250mの区域（概ね3,000件）へ開催案内を配布 イ 区ホームページ掲載</p> <p>(4) 主な説明内容 ア 都市計画公園の少ない地域の公有地を活用し、公園不足の解消と将来にわたり地域の公園として活用されるよう、竹の塚五丁目広場を都市計画公園に位置付ける。 イ 誰もが使える地域に開かれた公園として、既存の施設を活かしながら、令和10年度を目途に公園として必要な施設を整備する。</p> <p>(5) 位置図</p> 

## 2 今後の予定

時 期		内 容
令和6年	8月	都市計画変更説明会
	12月	足立区都市計画審議会にて審議
令和7年	1月	都市計画決定の告示

### (参考)

#### 足立区、UR都市機構が締結する「竹ノ塚駅周辺地区のまちづくりに係る連携及び取組方針に関する協定」の概要

##### (1) 東口交通広場整備に向けた取組方針

足立区は、交通広場整備にあたり、UR都市機構が所有する竹の塚第三団地3号棟の移転先として、竹の塚第五公園を活用する方針で検討を進める。

##### (2) 連携・協力する事項

ア 駅を中心としたウォークアブルエリアの形成に関すること。

イ 公園・みどりの再配置に関すること。

ウ 交通結節機能向上と人の交流拠点となる東口交通広場の再整備に関すること。

エ みどり豊かなオープンスペースと文化・交流を創出する公共的な空間のけやき大通りとその沿道への整備に関すること。

オ 竹の塚第五公園の現在の利用状況を考慮し、東口交通広場、けやき大通りとその沿道や竹の塚第三団地等に広場空間整備を検討すること。

カ 竹の塚第三団地における地域に開かれた様々な機能を有する広場空間の整備に関すること。

キ 本項各号で検討する施設等の整備内容及び維持管理方策に関すること。

# 建設委員会報告資料

令和6年8月22日

件名	花畑川環境整備事業の取組み状況について										
所管部課名	道路公園整備室道路整備課										
内容	<p>花畑川環境整備事業の取組み状況について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 第6回花畑川を考える会の開催結果について</b></p> <p>(1) 開催月日 令和6年7月2日(火)</p> <p>(2) 場 所 佐野地域学習センター(佐野二丁目43番5号)</p> <p>(3) 内 容</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 現在の工事の状況</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 散策路の整備内容について</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 富士見歩道橋及び周辺護岸の整備イメージについて</p> <p>(4) 主な意見</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 散策路工事について</p> <p style="margin-left: 40px;">(ア) 早急な整備を進めていただき、早く散策路を歩きたい。</p> <p style="margin-left: 40px;">(イ) 転落抑止柵は安全を第一に考えた形状にしてほしい。</p> <p style="margin-left: 40px;">※ 当日は縦柵と横柵の実物を用意し、出席者とともに確認を行った。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 富士見歩道橋及び周辺護岸の整備イメージについて</p> <p style="margin-left: 40px;">(ア) 水面の近くに降りられる施設の整備は賛成だが、安全管理をしっかりと行ってほしい。</p> <p style="margin-left: 40px;">(イ) 新しい富士見歩道橋でも自転車を降りて通行する対策を検討してほしい。</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 次の工事区間以降の計画について</p> <p style="margin-left: 40px;">(ア) 検討を繰り返すのではなく、着実に整備を進めてほしい。</p> <p><b>2 今後のスケジュール(案)</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">時 期</th> <th style="width: 75%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年9月頃</td> <td>花畑川環境整備その1 既設護岸上部撤去工事 着手</td> </tr> <tr> <td>令和7年2月</td> <td>花畑川環境整備その1 既設護岸上部撤去工事 完了</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>(仮称)花畑川環境整備その1 散策路工事 完了</td> </tr> <tr> <td>令和9年度</td> <td>(仮称)富士見歩道橋架け替え工事 完了</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	内 容	令和6年9月頃	花畑川環境整備その1 既設護岸上部撤去工事 着手	令和7年2月	花畑川環境整備その1 既設護岸上部撤去工事 完了	令和7年度	(仮称)花畑川環境整備その1 散策路工事 完了	令和9年度	(仮称)富士見歩道橋架け替え工事 完了
時 期	内 容										
令和6年9月頃	花畑川環境整備その1 既設護岸上部撤去工事 着手										
令和7年2月	花畑川環境整備その1 既設護岸上部撤去工事 完了										
令和7年度	(仮称)花畑川環境整備その1 散策路工事 完了										
令和9年度	(仮称)富士見歩道橋架け替え工事 完了										

# 建設委員会報告資料

令和6年8月22日

件名	古千谷橋排水場解体工事の予定について																					
所管部課名	道路公園整備室安全設備課 道路整備課 パークイノベーション推進課 都市建設部まちづくり課																					
内容	<p>古千谷橋排水場解体工事予定を組み直したので以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 予定を組み直した理由</b></p> <p>(1) 地下部のコンクリート躯体が厚く周辺家屋被害の軽減と解体費削減のため、解体範囲を地盤面から△1.5mから△0.5mとし、工法と積算の再検討を行う。</p> <p>(2) 法改正がなされアスベストに関する規則が強化されたことから、より詳細な調査を行い、アスベスト処理を適正に行う必要がある。</p> <p>(3) 当初建屋撤去後に機器類の撤去を行う方法を予定していたが、騒音の総量を減らすため、建屋内既存クレーンの再利用による機器類の撤去方法も検討する。</p> <p><b>2 スケジュール</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和7年度</td> <td>住民説明、解体工事</td> <td>修正設計</td> </tr> <tr> <td>令和8年度</td> <td>解体工事・公園基本設計</td> <td>住民説明、解体工事</td> </tr> <tr> <td>令和9年度</td> <td>解体工事・公園実施設計</td> <td>解体工事・公園基本設計</td> </tr> <tr> <td>令和10年度</td> <td>公園工事</td> <td>解体工事・公園実施設計</td> </tr> <tr> <td>令和11年度</td> <td>公園工事</td> <td>公園工事</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 今後の方針</b></p> <p>周辺家屋への影響を最小限にするため、撤去範囲の見直し、騒音・振動の少ない新工法を検討する。</p> <div style="text-align: center;">  </div>		年度	内容		旧	新	令和7年度	住民説明、解体工事	修正設計	令和8年度	解体工事・公園基本設計	住民説明、解体工事	令和9年度	解体工事・公園実施設計	解体工事・公園基本設計	令和10年度	公園工事	解体工事・公園実施設計	令和11年度	公園工事	公園工事
年度	内容																					
	旧	新																				
令和7年度	住民説明、解体工事	修正設計																				
令和8年度	解体工事・公園基本設計	住民説明、解体工事																				
令和9年度	解体工事・公園実施設計	解体工事・公園基本設計																				
令和10年度	公園工事	解体工事・公園実施設計																				
令和11年度	公園工事	公園工事																				

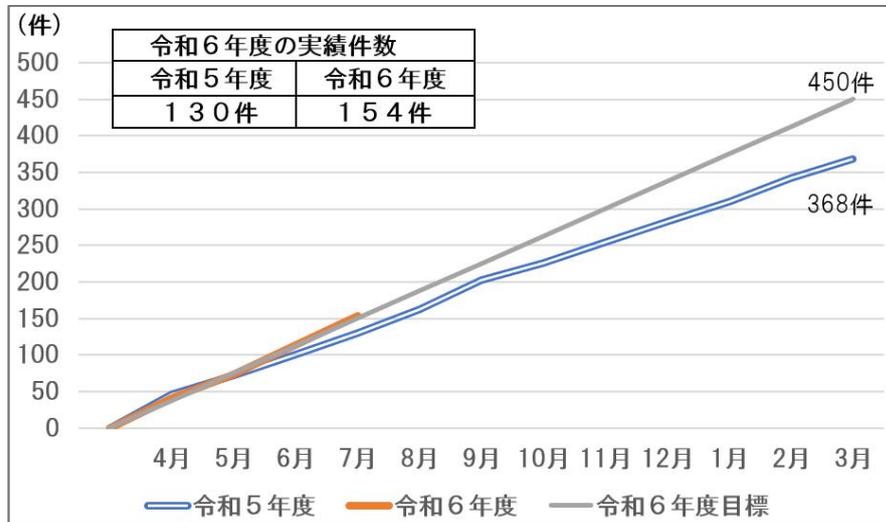
# 建設委員会報告資料

令和6年8月22日

件名	建築物減災対策について（7月末までの実績報告）																																																								
所管部課名	建築室建築防災課																																																								
	<p>建築物の減災対策の申請状況について報告する。</p> <p><b>1 申請件数（実績 同年の7月末現在）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>目標</th> <th>達成率 ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)耐震診断</td> <td>156</td> <td>199</td> <td>450</td> <td>133%</td> </tr> <tr> <td>(2)耐震改修工事等 ※1</td> <td>130</td> <td>154</td> <td>450</td> <td>103%</td> </tr> <tr> <td>(3)家具転倒防止等</td> <td>49</td> <td>32</td> <td>90</td> <td>107%</td> </tr> <tr> <td>(4)アドバイザー派遣</td> <td>30</td> <td>64</td> <td>110</td> <td>175%</td> </tr> <tr> <td>(5)ブロック塀カット工事</td> <td>14</td> <td>25</td> <td>80</td> <td>94%</td> </tr> <tr> <td>(6)フェンス設置工事</td> <td>—</td> <td>9</td> <td>40</td> <td>68%</td> </tr> <tr> <td>(7)不燃化建替え</td> <td>11</td> <td>12</td> <td>42</td> <td>86%</td> </tr> <tr> <td>(8)解体（不燃化）</td> <td>105</td> <td>70</td> <td>307</td> <td>68%</td> </tr> <tr> <td>(9)感震ブレイカー設置工事</td> <td>91</td> <td>334</td> <td>400</td> <td>251%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 (2)耐震改修工事等 には解体工事含む          ※2 4～7月の現状の達成率          達成率とは、現時点において目標を達成するために達していない割合          [達成率の計算式]  <math display="block">\left[ R6 \text{ 実績値} \div (\text{目標値} \times \frac{\text{経過月数}}{12}) \times 100 (\%) \right]</math></p> <p><b>2 推定累計申請数推移</b>          (1) 耐震診断申請件数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和6年度の実績件数</th> </tr> <tr> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>156件</td> <td>199件</td> </tr> </tbody> </table>	内容	R5	R6	目標	達成率 ※2	(1)耐震診断	156	199	450	133%	(2)耐震改修工事等 ※1	130	154	450	103%	(3)家具転倒防止等	49	32	90	107%	(4)アドバイザー派遣	30	64	110	175%	(5)ブロック塀カット工事	14	25	80	94%	(6)フェンス設置工事	—	9	40	68%	(7)不燃化建替え	11	12	42	86%	(8)解体（不燃化）	105	70	307	68%	(9)感震ブレイカー設置工事	91	334	400	251%	令和6年度の実績件数		令和5年度	令和6年度	156件	199件
内容	R5	R6	目標	達成率 ※2																																																					
(1)耐震診断	156	199	450	133%																																																					
(2)耐震改修工事等 ※1	130	154	450	103%																																																					
(3)家具転倒防止等	49	32	90	107%																																																					
(4)アドバイザー派遣	30	64	110	175%																																																					
(5)ブロック塀カット工事	14	25	80	94%																																																					
(6)フェンス設置工事	—	9	40	68%																																																					
(7)不燃化建替え	11	12	42	86%																																																					
(8)解体（不燃化）	105	70	307	68%																																																					
(9)感震ブレイカー設置工事	91	334	400	251%																																																					
令和6年度の実績件数																																																									
令和5年度	令和6年度																																																								
156件	199件																																																								

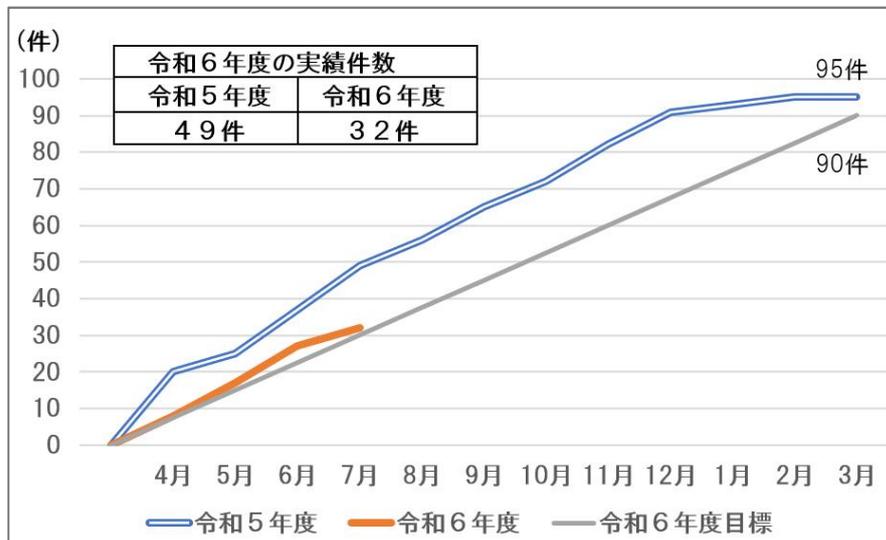
能登半島地震の影響や、いわゆるグレーゾーン住宅助成の開始により想定を超えた申請があり、今後も申請の状況を注視していく。

(2) 耐震改修工事等申請件数



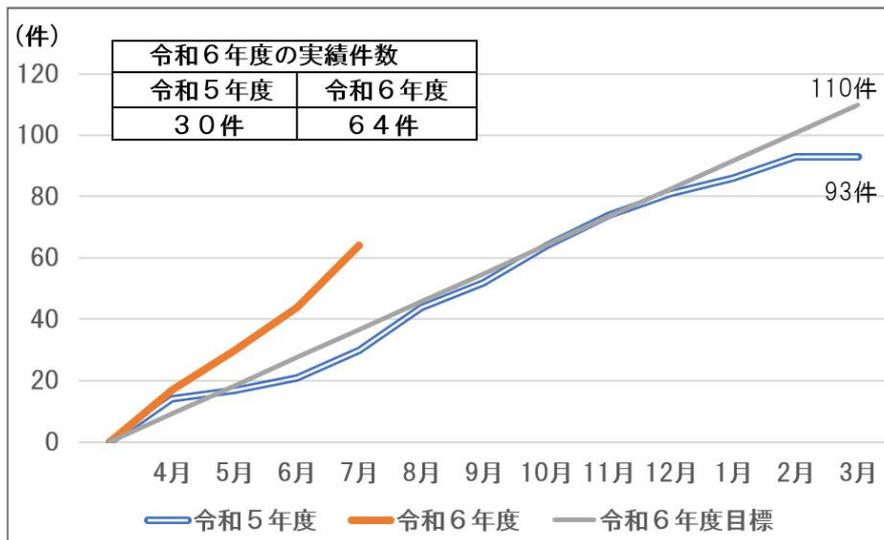
耐震診断助成申請の増加に伴い、今後も工事等申請の増加が見込まれる。

(3) 家具転倒防止等申請件数



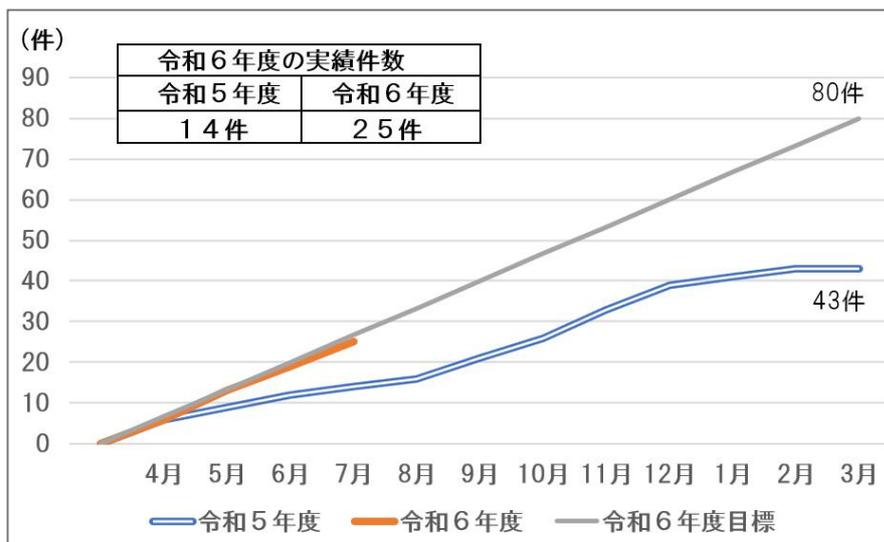
能登半島地震の影響もあり、目標を上回る申請が寄せられている。

(4) アドバイザー派遣申請件数



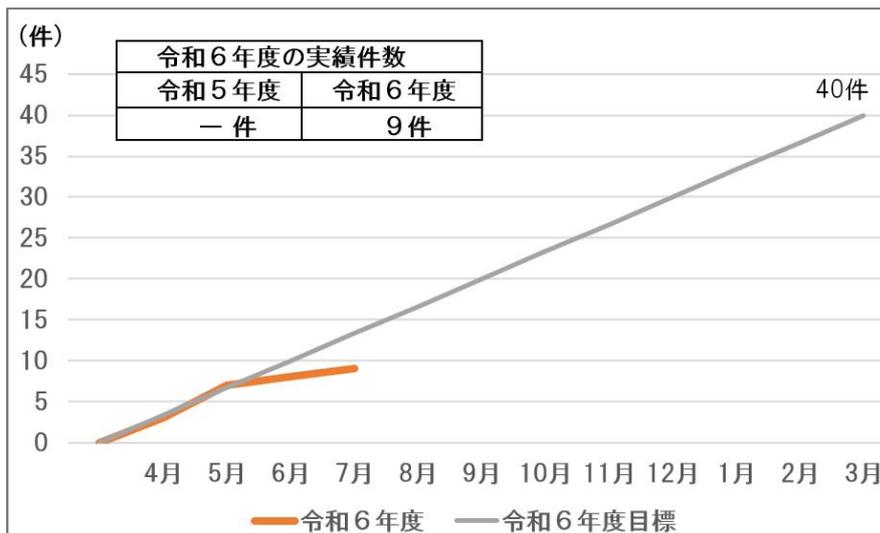
ブロック塀等の所有者に対する周知活動の効果も表れてきており、目標を上回る申請が寄せられている。

(5) ブロック塀等カット工事申請件数



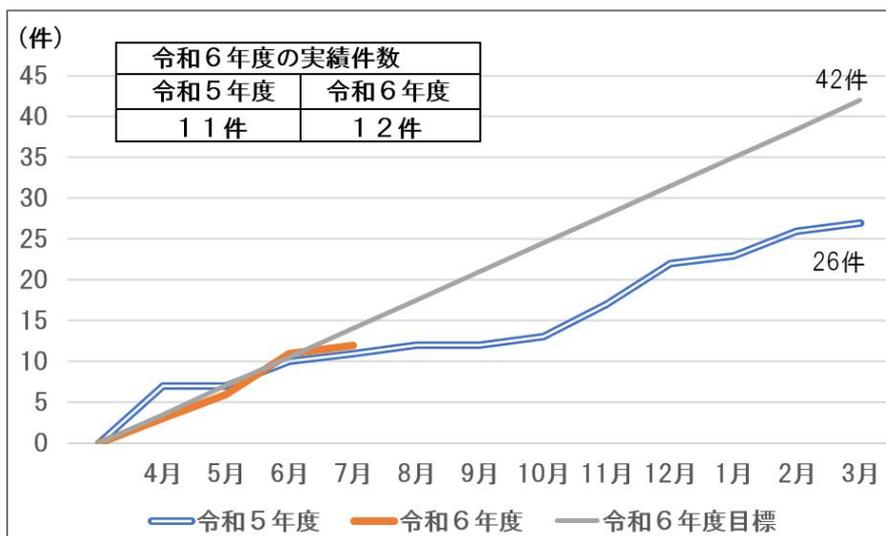
現時点では目標をやや下回る状況であるが、すでに実施したアドバイザー派遣の状況を踏まえ、今後、工事申請につながるよう誘導に努めていく。

(6) フェンス設置工事申請件数



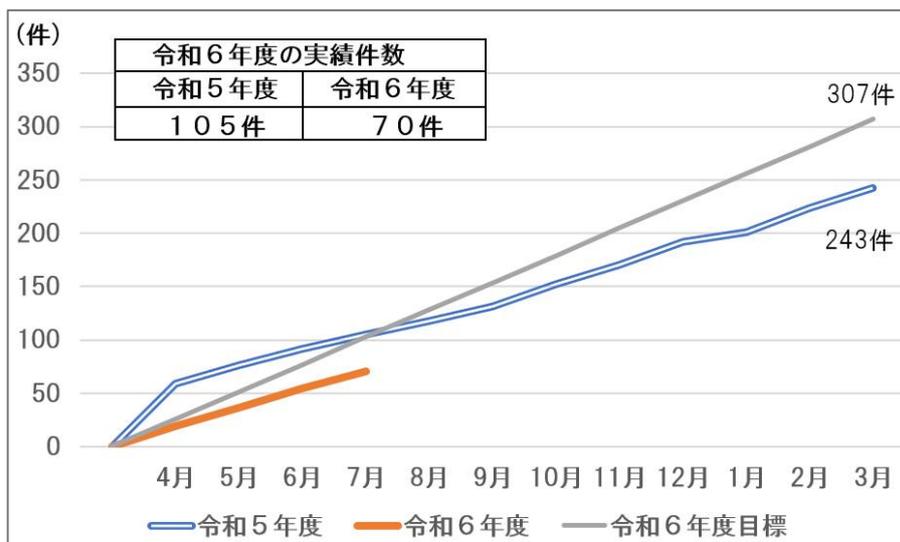
カット工事同様に、目標を下回る状況であるが、今後の申請状況を注視しながら、所有者等へ制度活用を働きかけていく。

(7) 不燃化建替え申請件数



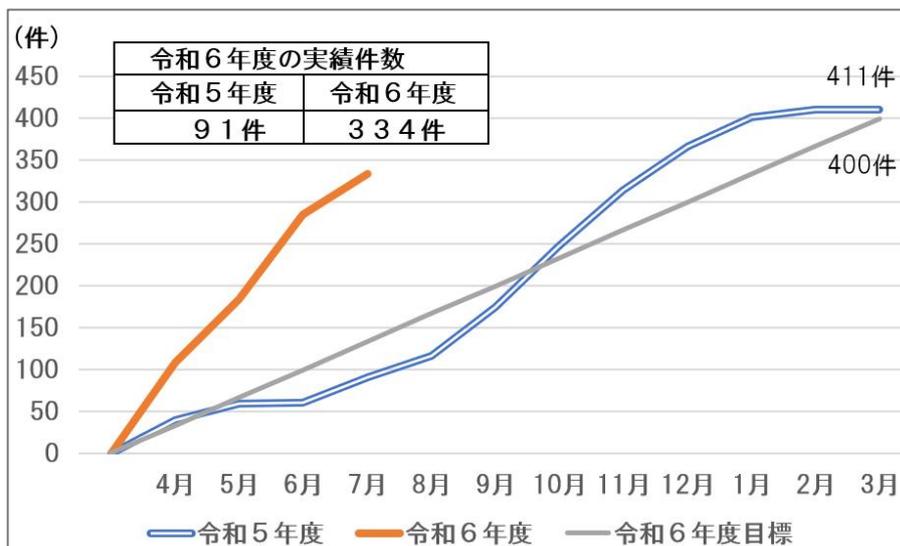
令和5年度の建設費を追加した拡充による効果が表れ、目標に近い申請が寄せられている。

(8) 解体（不燃化）申請件数



目標を下回る状況において、本制度は来年度で終了する予定であることから、制度活用を積極的にPRし、申請漏れが無いよう周知を図る。

(9) 感震ブレーカー設置工事申請件数



9月には本予算が上限に達する見込みであることから、今後の対応策を検討していく。

3 今後の方針

能登半島地震の影響やいわゆるグレーゾーン住宅に対する助成拡充により、建築物の耐震化への関心は高まる傾向にあると思われる。今後も助成額拡充の効果を継続させていく方策について、検討を進めていく。

# 建設委員会報告資料

令和6年8月22日

件名	<b>住宅セーフティネット制度による家賃低廉化を行った公社住宅の入居者募集の審査結果について</b>																				
所管部課名	建築室住宅課 あだち未来支援室子どもの貧困対策・若年者支援課 福祉部親子支援課																				
内容	<p>東京都住宅供給公社（以下「JKK」という。）の空き住戸を活用した専用住宅の入居者募集結果について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 令和6年度の募集について</b></p> <p>(1) 対象者 ひとり親世帯および児童養護施設等退所者世帯 ※ 所得制限ほか、入居に伴う条件あり</p> <p>(2) 募集期間 令和6年5月27日（月）～令和6年6月21日（金） ※ 令和5年度の15日間から26日間に延長</p> <p>(3) 周知方法 あだち広報、SNS、豆の木メール、児童養護施設への連絡</p> <p>(4) 募集案内配布場所 住宅課、各区民事務所、JKKの各窓口</p> <p><b>2 募集結果</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対象住宅</th> <th style="width: 15%;">公募数</th> <th style="width: 15%;">応募世帯数</th> <th style="width: 40%;">応募者世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千住東町住宅</td> <td style="text-align: center;">2戸</td> <td style="text-align: center;">0世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>西新井本町住宅</td> <td style="text-align: center;">1戸</td> <td style="text-align: center;">1世帯</td> <td>ひとり親世帯</td> </tr> <tr> <td>青井五丁目住宅</td> <td style="text-align: center;">1戸</td> <td style="text-align: center;">0世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>興野町住宅</td> <td style="text-align: center;">1戸</td> <td style="text-align: center;">0世帯</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和5年度入居 3世帯、令和4年度入居 4世帯</p> <p>(1) 西新井本町住宅 応募世帯を入居予定者に決定し、JKKにて入居審査を実施。</p> <p>(2) 千住東町住宅・青井五丁目住宅・興野町住宅 応募無し。</p>	対象住宅	公募数	応募世帯数	応募者世帯	千住東町住宅	2戸	0世帯		西新井本町住宅	1戸	1世帯	ひとり親世帯	青井五丁目住宅	1戸	0世帯		興野町住宅	1戸	0世帯	
対象住宅	公募数	応募世帯数	応募者世帯																		
千住東町住宅	2戸	0世帯																			
西新井本町住宅	1戸	1世帯	ひとり親世帯																		
青井五丁目住宅	1戸	0世帯																			
興野町住宅	1戸	0世帯																			

### 3 応募が少ない原因について

#### (1) ひとり親世帯へのヒアリング

来庁されたひとり親世帯に制度の認知や内容について確認を行ったところ、現在通っている子どもの小学校は変えたくないという意見が多かった。

#### (2) 児童養護施設へのヒアリング

令和4年度から東京都による自立支援強化事業の家賃補助（月額5万3千7百円、1年間）が開始され、令和5年度にはさらに期間が4年間に延長された。退所者はこの制度を活用する傾向が強くなっている。

#### (3) JKKへのヒアリング

今回募集した住棟は、一般募集ではすぐに応募がある住棟で、空き住戸は少ない。

住宅セーフティネット制度による公募は、応募できる方や提供できる住棟が限られており、他区市でも応募が少ない傾向にある。

### 4 今後の予定

年月日	内 容
令和6年7月上旬	JKKにて入居者資格の書類審査を実施
令和6年8月1日	入居開始予定

### 5 今後の方針

公募対象について、奨学金制度を利用している大学生などに拡大することを、政策経営課等と早急に検討していく。